

原子力安全規制と組織コンプライアンス活動との協働

- 内部告発者保護制度導入の意義及びその改善提案 -

背景

原子力に関連する不祥事や事故の未然防止に向けた取組みが原子力産業の課題となっている。しかし、法規制の強化拡充のみを通じて不祥事・事故の未然防止を図ることには限界がある。原子力安全の維持・向上に向けて、規制と事業者のコンプライアンス活動との間に良好な相互関係(協働)を構築することが重要な課題である。

目的

原子力安全規制と組織コンプライアンス活動との協働関係構築の推進力となり得る制度として、原子炉等規制法における申告制度の詳細設計及び運用のあり方について提案を行う。

主な成果

- (1) 米国では 1978 年の原子力安全規制分野への内部告発者保護制度の導入が契機となり、「従業員懸念事項報告プログラム」(Employee Concerns Program、以下 ECP) と呼ばれる社内通報制度が原子力事業者に普及した。インタビュー調査などから、普及の促進には、以下に示す制度設計と運用が有効であることが理解された。
 - (ア) 告発者保護の徹底などを通じて制度の信頼性を高め、告発が容易となる制度環境の整備
 - (イ) 問題行為への迅速な対応という観点から社内通報制度に一定の役割を与え、それへの誘導を図る制度運用これらの制度設計と運用によって、米国では内部告発者保護制度が原子力安全規制と組織コンプライアンス活動との協働関係構築の推進力となっている。
- (2) 我が国の「主務大臣等に対する申告」制度は、平成 14 年に発覚した東京電力原子力発電所自主点検データ不実記載問題(以下、東電問題)での運用不全に対する反省から、制度運用の強化・拡充が図られた。しかし、これを原子力安全規制と組織コンプライアンス活動との協働関係構築の推進力として評価した場合、制度信頼性及び社内通報制度の位置づけの両面において改善の余地が残されている。米国の先行制度導入例の調査分析を踏まえ、これらの改善点を抽出し(表 1)、それらに対して以下の制度改善提案を行った。
 - (ア) 制度信頼性の確保
 - 申告により不利益な取扱いを受けた申告者に対する具体的救済手続を整備することによって、申告が容易な制度環境づくりをすること。
 - 制度濫用は一定の行政資源を独占することにより正当な理由に基づく告発に関する調査を阻害することから、制度濫用に対する注意・罰則などの措置を制度

運用要領に明記すること。

- 申告によって有益な現場情報の伝達や規制改善提案がなされている現状に鑑み、それらを規制内容や運用に反映させるための手続を整備し、規制内容や運用の適正化に繋げること。

(イ) 社内通報制度への役割付与

社内通報制度利用の働きかけを制度運用要領の中に明記し、米国の制度運用と同様に、申告制度においても社内通報制度に一定の役割を与えること。

今後の展開

実効性あるコンプライアンス体制を導入している企業に対する行政処分の減免を認めるインセンティブ型規制や、コンプライアンスに関する民間ガイドラインなど、原子力安全規制と組織コンプライアンス活動との協働を促進すると考えられるその他の仕組みについても考察を進め、総合的な提案に繋げる。

表1 我が国原子炉等規制法「主務大臣等に対する申告」制度の課題の抽出

項 目		課 題	
制 度 信 頼 性 確 保 に 関 す る 課 題	申告が容易な 制度環境づく り	申告者救済手続の整備	不利益を受けた申告者の救済に関する規定がない
		協力的会社による申告者差別	協力的会社が自発的に申告者を差別した場合、申告者が保護されない
		協力的会社との間の取引関係の保護	協力的会社との取引関係の維持が保護対象とされない
	制度濫用への対応		制度濫用は一定の行政資源を独占することにより正当な理由に基づく告発に関する調査を阻害する
	現場情報の規 制内容・運用へ の反映	規制内容・運用への申告内容反映の確保	規制内容・運用の改善に繋がる申告案件を規制行政に反映させるための手続の不存在
		事業者内部で対応が図られた場合の規制主体への報告の確保	事業者内部で問題が解決された場合の規制主体への報告が規定されていないため、それらの情報を規制の見直しや策定などに反映させることができない
	制度の適正運 用	立入検査の適正実施	立入検査によって、申告者情報守秘及び事業者業務が阻害される可能性がある
案件公表の適正な運用		詳細内容が公表されることによる風評被害発生の可能性が事業者にある	
社内通報制度への役割付与		申告者に対する社内通報制度利用の働きかけが、「原子力施設安全情報申告制度運用要領」において明確に規定されていない	

研究報告 Y05015	キーワード：原子力安全規制，コンプライアンス，内部告発者保護制度
担当者	田邊 朋行（社会経済研究所 地域経済・エネルギー技術政策領域）
連絡先	（財）電力中央研究所 社会経済研究所 Tel. 03-3480-2111(代) E-mail : src-rr-ml@criepi.denken.or.jp